

区立保育園における不適切な保育について

1 主旨

令和2年10月8日に区へ、区立保育園において保育士が不適切な保育を行っているとの通報があった。区は、この通報を受け、園長はじめ職員に対して、聞き取り調査を実施するとともに、子ども・子育て支援法に基づき、特別指導検査を行っているところである。本件について、確認した不適切な保育の内容及びこれまでの経過について報告する。

2 経過

令和2年10月 8日	保育課へ、区立保育園において不適切な保育が行われているとの通報があった。
10月 8日～	保育課による職員への聞き取り調査を実施（継続中）
10月16日～	保育認定・調整課による子ども・子育て支援法に基づく特別指導検査を実施（継続中）
10月28・29日	臨時保護者会を開催
11月 2日～	保護者へのアンケートや面談（継続中）

3 不適切な保育の内容

臨時保護者会までに確認した不適切な保育の内容については以下の通り。

子どもとのアイコンタクトをしたとしつつも、敷布団を保育士の膝の高さから園児の身体に落とした。

夏場のシャワー時、嫌がる園児に水をかけた。

保育士が園児の頭に手を置いたり、軽くポンと押し、「～しないと、～だよな」と言った。

午睡時に、おまじないで園児の頭に消しゴム等を置き、寝かせた。

4 当該保育士及び保育園への対応

当該職員に対しては、10月16日より当該保育園での保育から外し、10月21日からは保育課で研修を行っている。当該保育園に対して、保育課教育・保育施設育成支援班で保育士を派遣し、園児の様子や保育の確認等を行っている。また、10月29日には園内において不適切な保育を防ぐための研修を行った。

5 今後の対応等について

保育認定・調整課では、子ども・子育て支援法に基づく特別指導検査が完了しだい、結果を施設設置者（区長）あてに通知する。

保育課では不適切な保育に関する検証や全区立保育園における再発防止に向けた改善策を年度内にとりまとめる。